

会 計 年 度 任 用 職 員 募 集 要 領

市では、これまでの知識と経験を活かし、意欲を持って働ける方を募集します。

1. 受 付 期 限 別紙業務別募集一覧記載の日まで
2. 身 分 会計年度任用職員
 ※勤務成績が良好の場合、任期が更新される場合があります。
3. 募集業務及び 別紙業務別募集一覧をご確認ください。
 主な業務内容
4. 任 用 期 間 ・ 任用期間・勤務時間は業務別に異なるため、別紙業務別募集一覧をご確認ください。
 勤 務 時 間
5. 給 与 給与は一般職員の給与に関する条例等に基づき、報酬、費用弁償（通勤費（上限有））、時間外勤務手当に相当する報酬、期末手当など、それぞれの支給条件に応じて支給されます。
 ※報酬は学歴・職歴による加算があります。（上限あり）
 ※期末手当は、次のいずれにも該当する場合に支給します。
 ①任用期間が6か月以上であること
 ②基準日（6月1日、12月1日）に任用されていること
 ③基準日以前6か月における勤務時間が週あたり15時間30分以上であること
 ※報酬、費用弁償及び期末手当の額は、条例改正等により変更されることがあります。
6. 休 暇 年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇、結婚休暇等の制度があります。
7. 社 会 保 険 等 勤務条件に応じ、一定の要件のもと、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
8. 公 務 災 害 労働者災害補償保険または岩見沢市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例の適用になります。
9. 服 務 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。（営利企業への従事等の制限を除く。）
10. 申 込 方 法 別紙業務別募集一覧の業務番号ごとに申込方法、申込期限、申込先を掲載していますので、ご確認の上、申し込みください。
 郵便の場合は宛先に申込先の部署名を記入願います。また、封筒の表には、「会計年度任用職員採用申込」と朱書きで明記してください。
 その他、不明な点等ございましたら、別紙業務別一覧の申込先へお問い合わせ願います。

11. 申込資格

①次の事項に該当する方は応募できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・岩見沢市職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

②同じ募集期間内において複数の業務に応募することはできません。

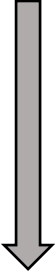
12. その他

- ・この選考において提出された書類は、一切返却しません。
- ・この選考において市が収集した個人情報、選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。
- ・保育士等の一部の業務に従事するに当たっては、令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

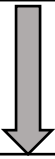
※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

～採用までの流れ～

業務別の申込先へ申込む

- 
- ・業務別の申込先の部署に、別紙「会計年度任用職員採用申込書」に必要な書類（別紙業務別募集一覧の申込方法欄を参照）を添付の上、申込期限までに申し込んでください。
※申込期限は別紙業務別募集一覧でご確認ください。
※郵送での申込みの場合における郵便事故については一切考慮しません。

選 考

- 
- ・募集を行っている部署で選考を行います。選考日程及び選考方法については別紙業務別募集一覧でご確認ください。

採 用

- ・選考結果については、募集を行った部署から通知にてお知らせします。
- ・選考に合格した場合、任用日が到来するまでは「内定」として扱われます。
- ・予算の成立状況等によっては採用されない場合があります。
- ・受験資格に掲げる資格等を取得見込の方が、資格を取得できなかった場合などには、採用されない場合があります。
- ・受験資格がないことが明らかになった場合、虚偽の申告等が明らかになった場合には、内定を取り消す場合があります。

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。